

=====

GCOE NewsLetter

[No.50 2011/11/28]

-----

国際研究集会の開催について  
2011年度第2回大学院生海外派遣事業の審査結果  
第41回オープンレクチャーの要約  
「テキスト布置解釈学各論」の要約  
gCOE研究員ブリーフィング要約

=====

■ 国際研究集会の開催について

-----

第 13 回国際研究集会在以下の日時に開催されます。

『哲学的解釈学からテキスト解釈学へ』

日程：2011年12月9日（金）～11日（日）

場所：名古屋大学（文系総合館7階カンファレンスホール，法学部906号室）

使用言語：日本語・フランス語・英語（同時通訳付）

集会のプログラムに関しては、以下 GCOE の Web ページを参照してください。

[http://www.gcoe.lit.nagoya-u.ac.jp/activity/pdf/20111209\\_13thConf.pdf](http://www.gcoe.lit.nagoya-u.ac.jp/activity/pdf/20111209_13thConf.pdf)

■ 2011年度第2回大学院生海外派遣事業の審査結果

-----

大学院生海外派遣プログラムへのご応募ありがとうございました。

2011年度第2回の海外派遣追加募集の審査結果は「該当者なし」となりました。

■ 第41回オープンレクチャーの要約

-----

2011年10月19日（水）18：00～ 名古屋国際センタービル15階 グローバル  
COE オフィスにて

講演者：大石 和欣 准教授（名古屋大学大学院文学研究科・英文学）

題目：「ロマンティック・パロディーとテキスト布置」

ジェラルド・ジュネットによれば、パロディとは、ある旋律を移調させたものであり、その限りにおいて戯作やパステイシュもまたパロディの大きな範疇の中に包摂されうる。しかし、パロディの定義と様式はそれでは説明しきれない超テキスト的力学が働いている。

イギリス・ロマン主義時代にJ・H・レノルズが書いた詩『ピーター・ベルー抒情民謡一篇』（1819年）はそうしたパロディの問題点を提示する。同時代のウィリアム・ワーズワスの詩『ピーター・ベル』のパロディとして認知されているが、実際には本歌を読むことなく書かれ、その一週間前に出版された。表題がパラテキスト性を有し、複数の先行テキストとの間テキスト性を保ちながらイペルテキストとして最大限に機能している。このパロディが好評を博したために、ワーズワスの本歌までも未曾有の売れ行きを見せ、さらにはP・B・シェリーによる諷刺詩『ピーター・ベル三世』もが誘発される。同じ年にはワーズワスに対する複数の諷刺詩やパロディが流行したし、そもそもロマン主義の時代は、パロディと諷刺の時代である。

こうしたパロディの増殖には、本歌とパロディ、さらには読者・批評家との間にテキストの解釈学的循環のプロセスが含まれ、その結果として混沌状態として受容されていったロマン主義時代のテキスト布置がある。ジェローム・J・マガンの『ロマン主義イデオロギー』（1983年）における指摘を待つまでもなく、ロマン主義時代のパロディは繊細かつ明瞭にワーズワスが体現するロマン主義イデオロギーへの批判と抵抗を試みていたのである。

---

## ■ 「テキスト布置解釈学各論」の要約

---

### テキスト布置解釈学各論 II

古尾谷知浩（10月17、24、31日、11月14日）要旨

#### 「人文科学とテキスト布置研究 壘田永年私財法をめぐって」

本講義では、壘田永年私財法を題材に、古代の法制史料を、現代の研究者が、史料の布置構造の中で、どのように解釈してきたのかという問題を検討した。

10月17日・24日は、中国における律令法制定の歴史、および、これを継受した日本の律令法制定・格式制定の歴史を概観し、法制史料の布置を解説した。

10月31日は、まず、複数の高等学校日本史教科書を取り上げ、壘田永年私財法の解釈が、依拠した研究史の段階に応じて、違いが見られることを確認した。壘田永年私財法は、かつての研究では、律令制崩壊過程の一環に位置づけられてきたが、吉田孝氏の研究を画期として、近年は律令国家の支配の進展という

歴史の中で理解することが有力となってきている。この研究史の動きを整理し、かかる解釈の転換は、中国律令法と日本律令法との比較研究が深まったことから生まれてきたものであったということを解説した。

11月14日は、墾田永年私財法が律令国家支配の深化に伴うものであったという解釈が、より妥当であるということを示すため、この法の実行を可能ならしめた制度としての田籍・田図の問題を解説し、また、法を実行した結果としての不動穀の蓄積の問題を論じた。

最後に、研究史の中で墾田永年私財法をはじめとする法制史料の解釈が転換した背景に、中国律令法から日本律令法への継受過程における、法制史料の布置構造についての理解が深まったことがあるということ述べて、総括とした。

---

## ■ gCOE 研究員ブリーフィング要約

---

第34回ブリーフィング（2011年10月19日）

金銀珠（きむ うんじゅ）

「髪の長き女」「髪長き女」「女の髪長き」構造の特徴と役割分担  
—平安時代語を対象に—

現代日本語で「髪の長い人」と表現される連体修飾構造は、平安時代の日本語では「髪の長き女」「髪長き女」「女の髪長き」のような言い方で表現される可能性がある。現代語の「髪の長い人」のように助詞「の」が主語を表す表現は、これまでの研究では「髪が長い人」のように助詞「が」が主語を表す連体修飾表現とよく比較され、歴史的研究においても両者を比較した論文は数多く見られる。これは、歴史的にみれば、助詞「が」がその勢力を拡大し、「の」が担当していた領域を侵食してきているという言語事実からすれば、当然で必要不可欠なプロセスでもある。しかし、このような研究上の流れは歴史的な変化の勝者を知っている現代人の視点から得られたものである。視点を変えて、例えば、平安時代の日本語話者の意識の中で、「髪の長き人」が「髪が長き人」だけを意識して使用されていたのかとさえいえば、そこには大いに疑問が残る。それは、上記のように平安時代の人にとって「髪の長き女」は「髪が長き女」のような構造だけではなく「髪長き女」「女の髪長き」のような構造でも表すことが出来たからである。本発表では、このような従来の研究上の問題点を踏まえて、同時代の言語体系に注目し、上記の似通った三つの構造がどのような特徴を持ち、どのような役割分担が行われていたのかについて考察した。

次回のメール版 NewsLetter の発行は 2011 年 12 月下旬 を予定しています。

.....

GCOE 「テキスト布置の解釈学的研究と教育」

Hermeneutic Study and Education of Textual Configuration

<http://www.gcoe.lit.nagoya-u.ac.jp/>

---

NewsLetter No.50

発行：GCOE 編集部

編集担当：平野克典

Copyright(C) 2011 NAGOYA UNIVERSITY, GRADUATE SCHOOL OF LETTERS

.....